

改 正 後	改 正 前
<p>第二十九条 最低賃金に関する事項を審議させるために、中央賃金審議会及び地方賃金審議会を置く。</p> <p>② 賃金審議会には、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門審議会を置くことができる。</p> <p>③ 賃金審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。</p> <p>④ この法律で定めるものの外、賃金審議会に關し必要な事項は、命令で定める。</p> <p>第三十条 行政官庁が最低賃金を定めようとする場合においては、予め賃金審議会の調査及び意見を求めなければならない。</p> <p>② 前項の場合、賃金審議会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官庁に提出しなければならない。</p> <p>③ 行政官庁は、前項の意見について公聴会を開いた後に、賃金審議会及び公聴会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 賃金審議会は、必要であると認める場合においては、賃金に関する事項について行政官庁に建議することができる。</p> <p>第七十四条 第七十条の規定に基いて発する命令は、技能者養成審議会に諮問してこれを定める。</p>	<p>第二十九条 最低賃金に関する事項を審議させるために、中央賃金委員会及び地方賃金委員会を置く。</p> <p>② 賃金委員会には、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門委員会を置くことができる。</p> <p>③ 賃金委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。</p> <p>④ この法律で定めるものの外、賃金委員会に關し必要な事項は、命令で定める。</p> <p>第三十条 行政官庁が最低賃金を定めようとする場合においては、予め賃金委員会の調査及び意見を求めなければならない。</p> <p>② 前項の場合、賃金委員会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官庁に提出しなければならない。</p> <p>③ 行政官庁は、前項の意見について公聴会を開いた後に、賃金委員会及び公聴会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 賃金委員会は、必要であると認める場合においては、賃金に関する事項について行政官庁に建議することができる。</p> <p>第七十四条 第七十条の規定に基いて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。</p>

- ② 技能者養成審議会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各々同数を委嘱する。
- ③ 前二項に定めるものの外、技能者養成審議会に關し必要な事項は、命令で定める。

(労働者災害補償審査会)

第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査会の審査又は仲裁を請求することができる。

- ② この法律による災害補償に関する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査会の審査又は仲裁を経なければならない。
- ③ 労働者災害補償審査会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。
- ④ 前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査会に關し必要な事項は、命令で定める。

(監督組織)

第九十七条 (略)

- ②・③ (略)
- ④ 地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、命令で定める。

第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省及び都道府県労働基準局に労働基準審議会を置く。

- ② 労働基準審議会は、労働に関する主務大臣及び都道府県労働基準局長の諮問に應ずるの外、労働条件の基準に關して關係行政官

- ② 技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各々同数を委嘱する。
- ③ 前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

(労働者災害補償審査委員会)

第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査委員会の審査又は仲裁を請求することができる。

- ② この法律による災害補償に関する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査委員会の審査又は仲裁を経なければならない。
- ③ 労働者災害補償審査委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。
- ④ 前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

(監督組織)

第九十七条 (略)

- ②・③ (略)
- ④ 労働基準局の職員、並びに地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署の位置、名称、管轄区域及び職員の定員は、命令で定める。

第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省及び都道府県労働基準局に労働基準委員会を置く。

- ② 労働基準委員会は、労働に関する主務大臣及び都道府県労働基準局長の諮問に應ずるの外、労働条件の基準に關して關係行政官

庁に建議することができる。

③ 労働基準審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。

④ 前三項に定めるものの外、労働基準審議会に関し必要な事項は、命令で定める。

第九十九条 (略)

②・③ (略)

④ 労働基準監督官を罷免するには、命令で定める労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準審議会、中央賃金審議会、技能者養成審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

② (略)

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準審議会、地方賃金審議会及び労働者災害補償審査会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

④・⑤ (略)

庁に建議することができる。

③ 労働基準委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。

④ 前三項に定めるものの外、労働基準委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

第九十九条 (略)

②・③ (略)

④ 労働基準監督官を罷免するには、命令で定める労働基準監督官分限委員会の同意を必要とする。

第百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準委員会、中央賃金委員会、技能者養成委員会及び労働基準監督官分限委員会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

② (略)

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準委員会、地方賃金委員会及び労働者災害補償審査委員会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

④・⑤ (略)